

●第五章 村の権利をめぐる争論 (pp.373-378)

第3節 水をめぐる争論

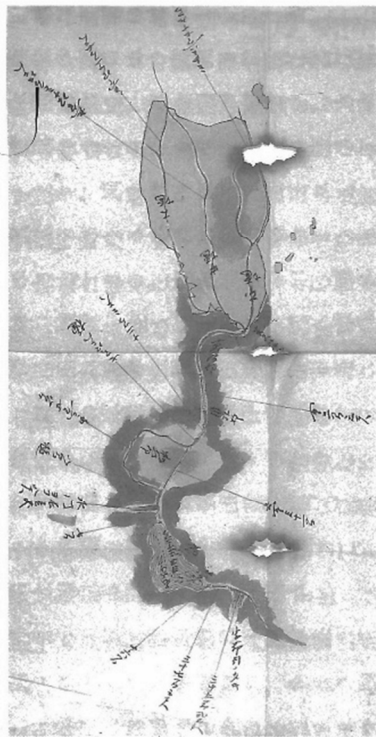


図5-12 阿多野用水絵図(溜井・隧道)

堰を掘る動きを見せたと理解できよう。

阿多野用水水堰 をめぐる争論

菅沼村は野畑の開発のために、阿多野新田を掘る動きを見せた。喜多長右衛門と相談の上、阿多野用水の水を借用し、春に増水した際に水を引いてこようとして、堰築造の計画を進めていた。しかしそのことが用水の流れる大御神村・棚頭村両村から「まかりならぬ」と反対された。反対にあった菅沼村は村中で相談し、もし大御神村・棚頭村の両村に支障をきたすなら両村の必要分は保全することを約して証文を取り交わした。またもし大御神村・棚頭村の田地が崩れるようなことが起きたら、その地代を払っても野畑開発を進めたいと要望した。そのことを名主以下六名の連名で、中村原御役所(小田原市)の伊奈半左衛門へ訴願した。

菅沼村は大御神村・棚頭村の田地用水の保証をしてまでも、野畑開発を望む積極的な姿勢を示したものの、伊奈半左衛門役所の判断は、「阿多野新田の新堰は停止」というもので、菅沼村の願望は退けられた。

明和八年(一七七二)には阿多野新田の名主長右衛門が棚頭村

に、須川の新堰からの取水量をふやすことを申し出てきた。棚頭村では村の支障になるとして、相談には応じなかった。棚頭村は、今ある阿多野新田用水堰ですら迷惑であるのに、さらにまた須川をせき止めてしまえば、棚頭村は「田地禿」(荒廃)てしまい、再開発することもできないで迷惑であると韮山代官江川太郎左衛門にあてて願出た。

その際、享保二十年(一七三五)の、阿多野新田の堰を菅沼村のものが借用しようと願い出た件に対し阿多野新田の新堰は停止(菅沼村の要望が退けられる)せよという伊奈半左衛門役所の判断を引き合いにだしている。

以上の享保二十年と明和八年(一七七二)の菅沼村・阿多野新田の要望にみられるように、菅沼村と阿多野新田は新堰設置、田畑開発推進の動きを進めていたが、用水の上流部に位置する大御神村と棚頭村はこれに反対するという構図が読み取れる。この四か村が内済済口を取り交わし合意をみるのは明和八年七月のことである。内済証文には、阿多野新田の主張と、大御神村・棚頭村の主張が述べられており、阿多野用水をめぐるこれ迄の経緯がよく示されている。

まず、阿多野新田の主張をたどってみよう。阿多野新田は、砂降り以前早くから大御神村・棚頭村の木賀沢から水を引き新田開発を進めてきた。ところが元禄十六年(一七〇三)の大地震により、この用水の掘が崩れたり、石や砂に埋まり、水が用水路を流れなくなった。そこで、工夫を重ね、木賀沢に溜井を作り、溜井の穴口から穴尻まで(取水口から出水口まで)地底を長さ六三二間を掘抜き、用水を引いて、阿多野の田地に支障の無いようにした。

その後宝永四年(一七〇七)、宝永富士山噴火が起きた。村々は砂降りの大きな被害を受け、「田畑亡所」となった。この砂・石・灰などの堆積物を排除し、耕作できる土地を確保するために、村々は用水をもちい、砂を流して田畑の開発をしようとした。ところがこの砂は上流の木賀沢の用水溜井も埋め、さらに用水の取水口をも埋めてしまった。そのために用水は流れなくなってしまったのである。そこで砂除けの水を流す穴を幅五尺・高さ六尺の規模で掘り抜いたところ、用水の通路とあいたがいに上下に交差して「十文字」になったところができてしまった。

当地は寒冷な気候であるため霜が立つことにより土が崩れたり、水が大量に流れた際に用水路が崩れたりを重ねてきているので、明和八年(一七七二)現在には、砂除けの水を流す穴は幅一丈高さ二丈と当初の六倍もの大きな穴になってしまった。しかも、用水路と交差する「十文字」になったところは、この間に削られて薄くなり、厚さ二、三尺あるかなくなってしまった。そのため用水路から排水穴へ水漏れが起きておりいたって危険な状態である。もし、用水路の底が、排水穴へ崩落してしまったならば、復旧工事をする事ができない場所であるから、そうなると阿多野新田の百姓は生産・生活を営むことはできず、田畑は「亡所」になってしまう。そこで、対応策として、砂除の排水穴へ「水門」を作り、木賀沢の水をせき止め、穴の口を掘り替え、用水を引き取るようにしたい。ただし、出水の際にはこの「水門」の戸を開くのは、阿多野新田が行い、両村の田畑へは少しも支障がない(水かぶらない)ようにする、というのが阿多野新田側の主張である。

他方、大御神村・棚頭村の両村の主張は次のようである。大御神村・棚頭村は、阿多野新田の「水門」

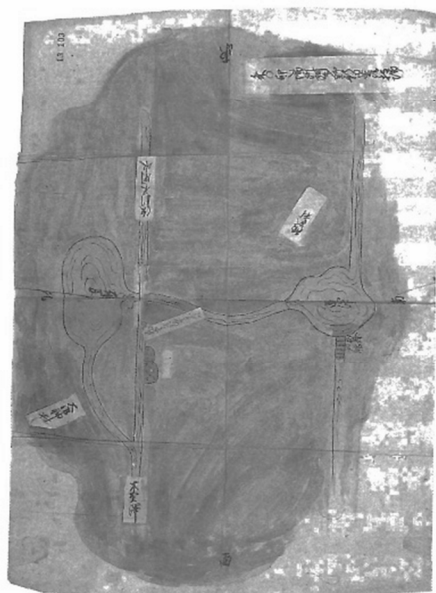


図5-13 阿多野野用水の堰絵図

のである。これについて阿多野新田から隣村に加勢を頼み、棚頭村に修復工事を申し入れたが協議がまとまらず、阿多野新田は領主へ修復工事の願いをだした。小田原役所からは、上古城村・用沢村・中日向村の名主に仲介、内済の調停を命じ双方が内済に応じるようになった。その際仲介人によって、両村の主張が聞き出された。

阿多野新田の主張は「十文字」の崩落現場を掛け樋で用水を通しては多くの費用もかかるし、その後の維持がよくないので、この場所を突き当たりにして、ふさいでしまい、「居樋」で用水を引くようにする。掘り抜きの掘替えは排水口の「荒れ所の頭」へ掘り出すようにする。また、棚頭村に対して地代を差し出すかどうかの件は、地代を差し出しては、堰筋の他の村々に差し障りができってしまうので出さない、というものであった。

これに対する棚頭村の主張は、明和年中の内済通り、「十文字」の箇所は「掛け樋」で用水を通す方法であった。その場所が不都合であるならば、川上にて「掛け樋」をして用水の掘り抜きに掘り継いでいくようにすれば、普請も手軽にできるというものであった。また、排

案に対しては、沢の水をせき止めてしまつては先年用水を用いて流した宝永噴火の砂・石・灰が自然と木賀沢水門へたまり、沢筋が埋まってしまい、木賀沢通りの両村の田地が荒廃してしまう。ことに棚頭村は「水門」でせき止められてしまうと直ちに水没してしまう田地がある。大御神村・棚頭村は、阿多野新田の「水門」案は反対である、という主張であった。

双方の主張がくいちがっていたために、葦山役所へ訴えが出されたが、葦山役所では、大胡田村・湯船村・上古城村の三か村と葦山宿問屋に申し付けて仲介させ、内済が成立した。

内済の内容は阿多野新田の主張する「水門」は「多分の入用」がかかり、出水の際に保持することができず、押し流されてしまうかもしれないので、用水の「十文字」になって危険であるところに敷き板を補強するか、「掛け樋」を通すかして、十分強固に普請して、用水を差し支えなく通すようにするというものであった。普請にともなう穴底の掘り割り人足を大御神村・棚頭村両村から七〇人差し出し、田畑にも差し障りないように、阿多野新田への用水もよろしく流れるようにということで、双方が納得して内済となったのである。そしてこれ以後、「十文字」の箇所の「掛け樋」の用水通路にもし支障が出た場合には、双方が立ち会い、補強、修復し、用水が流れるようにすることも付け加えられている。

しかし文化十四年（一八一七）になると、「十文字」の箇所はとうとう崩落してしまった。阿多野新田用水は大御神村・棚頭村の村境の木賀沢に溜井をつくり、大御神村の字豆腐沢で水をため、棚頭村を掘り抜きで通して阿多野まで引いていた。ところが、木賀沢水の排水掘り抜き穴と豆腐沢から棚頭への用水の掘り抜きとが「十文字」に上下交差する場所が崩落したのである。そのため用水が流れなくなってしまった

水口については、「荒れ所」へ差し障りのないように「荒れ所尻」へ掘り出すということも主張した。

双方の主張をもとに、内済にあたった三か村の名主が見分した上で、内済の条件がととのえられた。それは三か条にわたる。まず第一は、「十文字」崩落箇所は「悪水掘り抜き」と「溜井」との間隔が薄くなっており、維持もできにくくなっているため、阿多野新田の主張通り、「突き留め」「居樋」にして用水を取水する。第二は、「悪水掘り抜き」の掘替えは普請の場所の条件もよろしい場所に行なうこと。掘り抜きの終わり(穴尻)は「荒れ所」へ掘り出す。そうすると、荒地の場所は永荒地となるので、もはや耕作が不可能になる。そこで、阿多野新田が地代金一両を棚頭村へ差し出し、さらに、毎年の年貢請け役と永二五文を毎年阿多野新田から棚頭村へ差し出す。第三は、穴尻荒れ所については、阿多野新田で協議し、悪水坂(排水口)は、川の形がよく水害などのでないところへ引くこと。また、掘り抜きをすることでどここの地所をつぶすことになるかは阿多野新田に一任する。残った地所については阿多野新田が用いずに、すべて棚頭村で所持する。以上の三条件で、内済がまとめられた(『町史』第二巻44番・44番)。

ろくび沢の新堰

棚頭村は明和九年(一七七二)になっても、宝永富士山噴火の影響で、荒地が多く、困窮の村方であったが、従来から用沢村との村境にあたるろくび沢から棚頭村の田地へ用水を引いてきていた。そこで困窮打開のために明和八年八月、村うちで相談のうえ、ろくび沢に新たに開発堰を見立て、掘はじめたところ、隣村の用沢村九郎右衛門が差し障りがあると抗議した。棚頭村のものが用沢村へゆき相談しようとしたが用沢側はこれに応じなかった。その後用沢村は人を立てて、新堰はまかりならないといってきた。棚頭村は隣村の大御神村の村役人に相談し仲介調停をはかってもらうこ